



長瀬総合法律事務所
NAGASE General Law Office

NS News Letter

Vol. 29
2018. 12



Topics	セミナーのご紹介「税理士様向け 弁護士によるシリーズ勉強会」	01
Column 1	【企業法務】会社運営の留意点 新株予約権	02
Column 2	【離婚問題】離婚問題とうつ病 障害年金の内容	04
Column 3	【相続問題】遺言書の作成について	06
Notice	今後のセミナースケジュール	09



税理士様向けの少人数勉強会

今回は、牛久本部にて定期開催している税理士様向けのセミナーをご紹介します。本セミナーは、税理士の先生方との連携強化のため、茨城県内の先生方を対象にした少人数勉強会です。

人気のテーマを解説
税理士様からのご質問・ご相談の多いテーマを具体例満載でお届けします。

01

02 **弁護士が講師**
講師は税理士登録をしている弁護士が責任をもって努めます。

03 **実務に沿った解説**
実際の事例を踏まえ、実務に沿ったポイントを解説します。

04 **少人数形式**
少人数の勉強会形式なのでざくばらんに話せて理解が深まります。

05 **研修でも使用可能**
お持ち帰りいただき、研修内容としても使用できるテキストをご用意しています。

講師 弁護士法人 長瀬総合法律事務所
代表弁護士 **長瀬 佑志**
(茨城県弁護士会所属)

● 2018年セミナーの内容

講師は、代表弁護士・長瀬佑志です。企業の経営者にとって最も身近な存在である税理士の先生方には、企業のトラブルに関する相談を受けていらっしゃるケースも多いのではないのでしょうか。本セミナーでは、3回に分けて、税理士様がクライアントから相談を受けた際の対応方法やアドバイスのポイントをお伝えいたしました。

◆ 第1回 労務管理

クライアントが健全な事業活動を行うために、弁護士の視点から法的に留意すべき労務管理の方法や、クライアントにアドバイスを行ううえでのポイントを解説いたしました。

◆ 第2回 債権回収

経営者が「法的トラブル」と認識している「債権回収」。その相談相手として税理士を選んでいる経営者が53.2%を占めています。クライアントから相談を受けた際の対応方法や債権管理についてのポイントを解説いたしました。

◆ 第3回 相続

相続には税務・法務面でのリスクが潜んでいます。遺産分割協議後に新たな遺産が発覚した場合や遺言と異なる遺産分割を行った場合の課税上のリスクなど、実際の事例を交えて、相続問題を扱う際の留意点をお伝えいたします。

2019年も、税理士様向けセミナーを開催予定です。多くの先生方にお会いできることを楽しみにしております。

「長瀬総合法律事務所 HP」(<https://nagasesogo.com/>)では、「イベント・セミナー情報」を随時更新しております。

同族会社や中小企業であっても、法人（株式会社）である以上、会社法等の規制を受けることになります。本ニュースレターでは、**新株予約権**について解説いたします。

なお、本項の内容は、記事掲載日時点の情報に基づき作成しておりますが、最新の法例、判例等との一致を保証するものではありません。また、個別の案件につきましては専門家にご相談ください。

疑問**新株予約権 — 従業員に対するストックオプション****【質問】**

当社の従業員のモチベーションを向上させ、中長期的に業績向上を図るべく、新たに従業員に対してストックオプションを付与することを検討しています。

役員に対してストックオプションを付与することは一般的に行われているかと思いますが、従業員に対して付与する際に注意すべき点があれば教えてください。

なお、当社は非公開会社で、取締役会設置会社です。

**【回答】**

ストックオプションとは、新株予約権の一種で、役員に対してだけでなく、従業員に対して付与することも認められています。

なお、従業員に付与する場合、賃金通貨払いの原則（労基法24条1項本文）に抵触しないかが問題となりますが、通常は問題ないものと考えられています。

ただし、就業規則に新株予約権付与に関する規定をおくべきとされていることに注意が必要です。



企業法務について詳しく知りたい方はこちら

【企業法務サイト】 <http://houmu.nagasesogo.com/>



1. ストックオプションとは

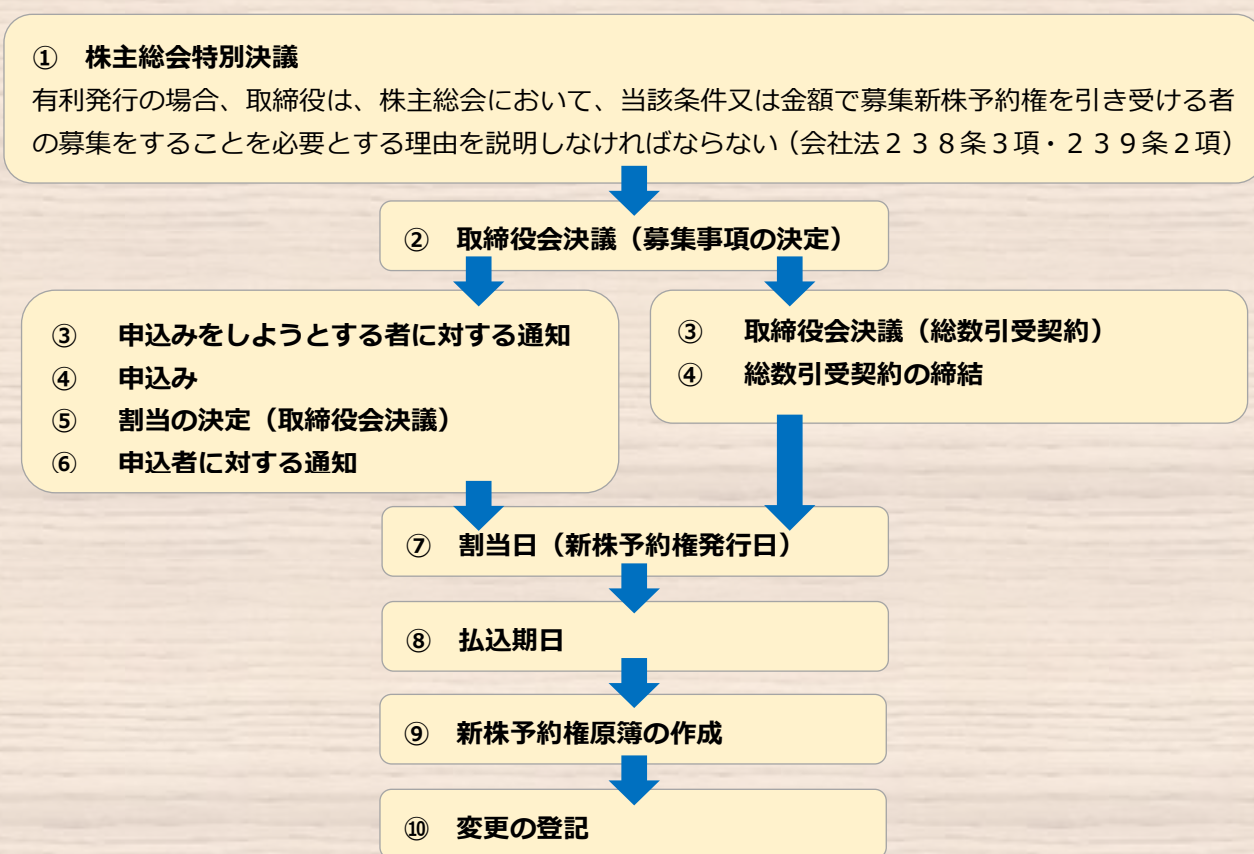
ストックオプションとは、新株予約権のうち、取締役や使用人に対してインセンティブ付与の目的で与えられるものをいいます。

そして、新株予約権とは、株式を将来においてあらかじめ設定された価格で購入することができる権利をいい、ストックオプションの付与を受けた取締役等は、将来付与された会社の株価が上がった場合に、あらかじめ設定された割安な価格で新株予約権を行使して株式を購入した後、これを上回る株価で売却することによって利益を得ることを目的としています。

新株予約権は誰に対してでも付与することができるため、資金の乏しいベンチャー企業が取引先に対して現金に代えて発行することも認められています。

2. 非公開会社におけるストックオプション付与の手続

新株予約権であるストックオプションの発行手続は、概要以下のプロセスを経ることとなります。なお、以下の図は、非公開会社・取締役会設置会社・有利発行に該当することを前提としています。



3. 従業員に対するストックオプション付与と賃金通貨払いの原則

ストックオプションは取締役等の役員に対するインセンティブ報酬の目的で付与されることが多いといえますが、従業員に対して付与することも認められています。

もっとも、従業員に対してストックオプションを付与する場合、従業員は労基法の適用対象である「労働者」であるため、ストックオプションが「賃金」（労基法 11 条）に該当する場合、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」とする労基法 2 4 条 1 項本分（賃金通貨払いの原則）に違反しないかが問題となります。

この点、厚労省通達において、ストックオプションは、権利付与を受けた労働者が権利行使を行うか否か、また、権利行使をするとした場合において、その時期や株式売却時期をいつにするかは、労働者の判断と決定に委ねられているので、ストックオプションの付与は労基法の定義する「賃金」には当たらず、労基法 2 4 条 1 項には違反しない、とされています（平成 9 年 6 月 1 日基発 4 1 2 号）。

ただし、ストックオプションを労働者に対して制度として実施する場合には、労働条件の一部となるため、就業規則において新株予約権の付与に関する規定をおくべき、と考えられています（労基法 8 9 条 10 号）。

今回のテーマは「離婚問題とうつ病」です。離婚問題に直面すると、精神的に大きなストレスがかかり“うつ病”となってしまう場合、日常生活を支えていくために、どのような制度を利用することができるのかご紹介いたします。

なお、こちらは当事務所の「離婚問題サイト」にも掲載を行っております。その他、離婚問題に関連した様々な話題をご紹介しますので、気になった方は、ぜひ当事務所「離婚問題サイト」をご覧ください。

障害年金の内容

1. 障害年金について

障害年金とは公的年金の一つです。障害年金は、障害によって生活に支障が出てしまった場合に支払われる年金のことです。障害の程度によって、1級（重度）から3級（軽度）の認定があり、障害の状態が重いほど受給できる年金額も多くなります。

2. 障害年金の受給資格

病気等で生活や仕事などが制限され、以下の条件を満たしている場合には受給対象になります。

① **初診日に国民年金、厚生年金、共済年金に加入している**

初診時の年齢、加入している公的年金によってもらう障害年金の種類や金額が変わります。

② **初診日までに一定以上保険料を払っている。**

病気やけがになった前日の時点で3分の2以上の期間、公的年金を納めている必要があります。

③ **障害の程度が条件を満たしている。**

病気やケガによって、国が定めた基準以上の重い障害が残ってしまった場合に障害年金の対象となります。

④ **20歳以上65歳未満である（初診日当時）**

⑤ **20歳未満でも先天性の障害と20歳前に障害を発症した方**

3. 障害等級について

障害年金の対象となる病気は幅広いため、障害ごとに基準が設けられています。うつ病や総合失調症の精神的な病気についての基準は以下のようになっています。

① **障害等級 1級**

精神疾患が原因で、常に他人の援助がなければ自分の身の回りのことがほとんどできない状態の方が該当する等級。

② **障害等級 2級**

精神疾患が原因で、自分の身の回りの多くのことが、他人の援助が必要な状態の方や家庭内での簡単なことはできるが、時々援助が必要な方も症状により該当する等級。

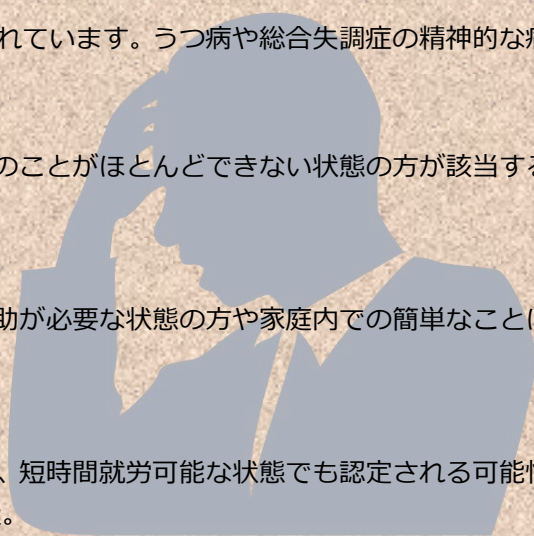
③ **障害等級 3級**

精神疾患が原因で、日常生活では時に援助が必要な程度であり、短時間就労可能な状態でも認定される可能性はありますが、フルタイム就労可能な状態での認定は困難な等級。

4. 年金の種類

障害年金には、障害基礎年金（受給対象者すべて）、障害厚生年金（会社員の場合は障害基礎年金に上乗せされる）、障害共済年金（公務員の場合は障害基礎年金に上乗せされる）という3つの種類があります。

どの障害年金を受け取れるかについては、障害状態になった人の職業によって異なり、等級によっても受け取れる金額が異なります。



① 障害基礎年金

自営業者や専業主婦、学生などが加入する国民年金の期間中に初診日がある病気やケガによって障害の状態になった場合に受給できる年金です。

年金額は、平成30年4月分から、

【1級】 779,300円×1.25+子の加算

【2級】 779,300円+子の加算

※子の加算とは、第1子・第2子は各224,300円、第3子以降は各74,800円となります。

② 障害厚生年金、障害共済年金

一般の会社員などが加入する厚生年金の期間中に初診日がある病気やケガによって障害の状態になった場合に受給できる年金です。

3級に該当する場合でも対象となります。障害厚生年金、障害共済年金の場合、加入歴やもらっていた給与額などによって変化します。また、1級または2級に該当する場合は、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金、障害共済年金が支給されます。

年金額は、平成30年4月から

【1級】

(報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者の加給年金額(224,300円)] ※

【2級】

(報酬比例の年金額) + [配偶者の加給年金額(224,300円)] ※

【3級】

(報酬比例の年金額) 最低保障額 584,500円

※その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときに加算されます。

5. まとめ

離婚による精神的なダメージにより日常生活もままならなくなった場合、この過酷な状況から抜け出すためには、金銭的な不安を解消していくこともとても重要になります。受給には要件もありますし、専門的な知識も必要になりますので、一人で手続きをするには不安がある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

その場合でもご安心ください。茨城県全域に対応しておりますので、身近な場所でご依頼いただいた方に寄り添ったサポートをすることが可能です。不安なことがあれば、ぜひ一度ご連絡ください。

茨城県全域に渡って幅広く対応している当事務所では、経験豊富な弁護士も所属しており、その他の分野の専門家とも深いつながりがあります。不安を一人で抱えこまず、一度ご相談ください。

離婚問題について詳しく知りたい方はこちら

【離婚問題サイト】 <http://rikon.nagasesogo.com/>



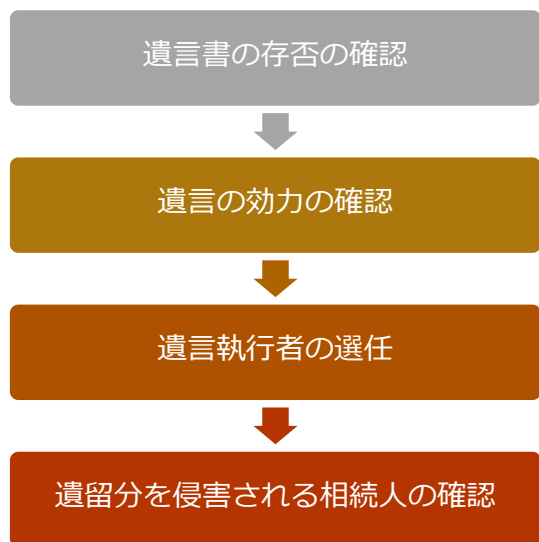
相続問題サイト

<http://souzoku.nagasesogo.com/>

相続はご本人が遺された方への最後のメッセージであるとともに、遺された方が故人の意志を受け継ぐ大切な場面です。故人の遺志を正しく受け継ぐためにも、正しい手続を踏まえなければなりません。今月号では、相続問題のうち「遺言書の作成」の流れについてご紹介いたします。

◆ 遺言書の作成

遺言がある場合のフローチャート



1. 遺言書の存否の確認

相続の問題が発生した場合には、まず被相続人が遺言を遺しているかどうかを確認する必要があります。

被相続人が遺言書を遺していることを周囲の方に伝えていないこともありますので、お手元にはない場合であっても、まずは一度探してみただけででしょうか。

遺言書は、相続人以外の第三者（親しい知人や弁護士等の専門家、金融機関等）や、銀行の貸金庫に預けられていることがあります。

なお、公正証書遺言であれば、当該遺言に利害関係を持つ方の求めがあれば、公証人役場から検索することが可能です。

① 貸金庫の開扉

被相続人が契約した金融機関の貸金庫に、遺言書や相続財産が明らかになる資料が保管されていることがあります。

相続開始後、相続人が貸金庫の開扉を求めるためには、共同相続人全員が実印をもって銀行で定められた書式に署名する必要があることが一般的です（但し、金融機関によっては手続が異なることがありますので、事前にお問い合わせの方がよいでしょう。）。

なお、相続人全員が開扉に合意しない場合には、金融機関は貸金庫の開扉には通常応じません。この場合にも、公証人に開扉点検の嘱託をし、事実実驗公正証書を作成してもらう方法を金融機関に申し入れることで、解決できることもあります。

② 遺言の検認

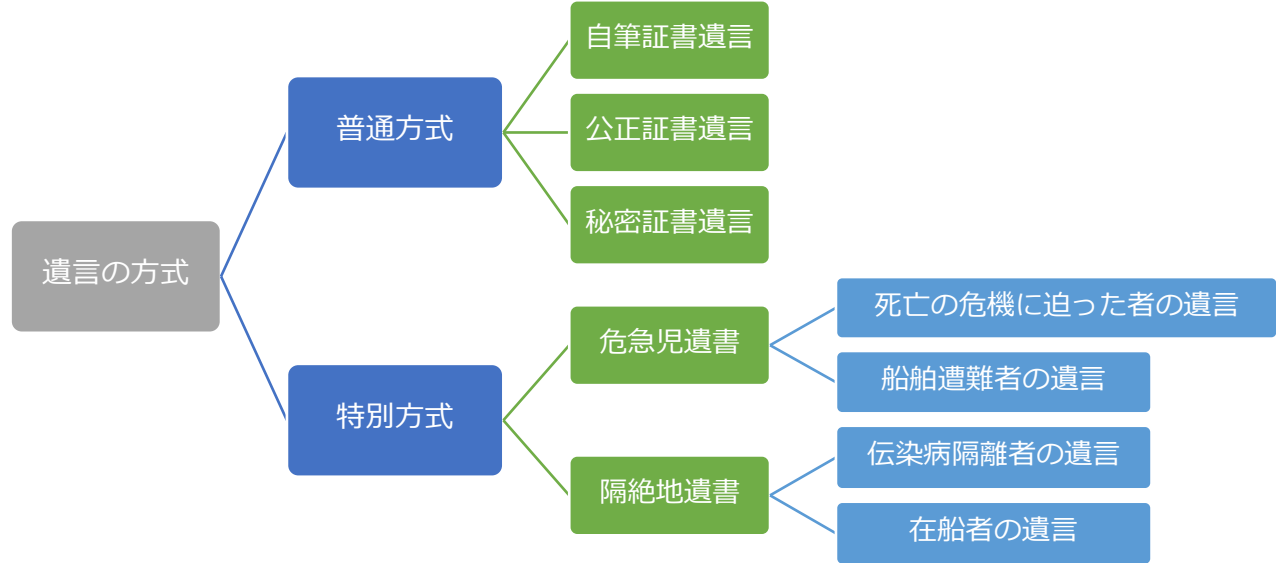
公正証書遺言の場合を除き、遺言書の保有者は、相続開始後遅滞なく家庭裁判所に検認の請求をしなければなりません（民法1004条1項・2項）。

検認とは、相続人に対して遺言の存在と内容を知らせるとともに、遺言執行前に遺言書を保全し、後日の変造や隠匿を防ぐために行う手続です。遺言が有効かどうかを確定するものではないことにご注意ください。

検認手続は、相続人全員に通知の上で行われますので（但し、相続人全員が出席する必要はありません）、相続人全員の住所を調査する必要があります。

2. 遺言書の種類

遺言書には、遺言者の事情に応じて、以下の7つの種類があります。



このうち、主に問題となる遺言書は「普通方式」の①自筆証書遺言（民法968条）、②公正証書遺言（民法969条、969条の2）、③秘密証書遺言（民法970条～972条）になります。この3つの遺言書の方式を比較すると、以下のようになります。

	方式	筆者	証人・立会人	署名・押印	検認
普通方式	自筆証書遺言	遺言者	不要	遺言者	必要
	公正証書遺言	公証人	証人2人以上の立会	遺言者・証人・公証人	不要
	秘密証書遺言	限定なし	公証人及び証人2人以上の前に提出	遺言者、封紙につき公証人・遺言者・証人	必要

3. 遺言書の効力の確認

① 形式的要件の確認

(ア) 自筆証書遺言の場合

自筆証書遺言の場合、民法968条の要件（全文の自書、日付の記載、氏名の記載、押印）を備えている必要があります。

自筆証書遺言では、他の相続人から、筆跡が被相続人本人のものではないと言われることもあります。裁判で筆跡の同一性を判断するためには、筆跡鑑定を行うこととなりますので、ほかに被相続人が書き記した物（手紙、日記等）がないか、確認しておく必要があります。

(イ) 公正証書遺言の場合

公正証書遺言の場合、「2名以上の証人の立会い、遺言者による遺言の趣旨の口授、公証人の筆記と読み聞かせ又は閲覧、遺言者及び証人の承認、署名、押印」が必要とされます。

このように、公正証書遺言は、公証人の面前で作成されるものですから、一応は形式的な要件が備わっているものと考えられます。もっとも、口授の存否については争いになることがあり、「口授がなかった」として遺言書を無効とした例もあります。

② 実質的要件の確認

次に、遺言書の実質的要件を確認する必要があります。いずれの形式の遺言書であっても、遺言書の作成当時、遺言者が、自分がしようとしている遺言の内容やその意味を理解できる意思能力（遺言能力）を備えていることが必要です（民法963条）（＝「実質的要件」）。

形式的要件を備えた遺言書があったとしても、実質的要件を欠けば、この遺言書は無効となります。但し、形式的要件を備えている以上、この遺言書を無効とするためには、遺言無効確認訴訟を提起しなければなりません。

遺言能力を争った裁判は数多く、公正証書遺言であってもその効力を否定した裁判例は少なくありません。遺言能力の点でお悩みであれば、まずはご相談ください。

4. 遺言執行者の選任

遺言執行者とは、遺言者が亡くなり、遺言の効力が生じた後にその内容を実現する事務を行う権限を持つ者です。遺言者は、遺言によって遺言執行者を指定することもできますが（民法1006条）、被指定者はこれを承諾することも拒絶することもできます（民法1007条）。

遺言執行者を必要とするのに、遺言者の指定がなされていなかったり、被指定者が遺言執行者への就職を拒絶した等で現に遺言執行者がいなかったりしたときには、利害関係人（相続人、相続債権者、受遺者等）の請求によって家庭裁判所がこれを選任します（民法1010条）。

申立人は遺言執行者候補者を挙げることができますが、家庭裁判所は、遺言によって利益を受ける者との間柄等を考慮し、執行者を選任します（家事審判規則125条・83条1号参照）。

5. 遺留分を侵害される相続人の確認

遺留分制度とは、被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度です。

遺留分権を有する相続人を、遺留分権利者と言います。遺留分権利者は、被相続人の配偶者、子、直系尊属であり、子の代襲相続人も、被代襲者である子と同じ遺留分を持ちます。一方、兄弟姉妹には遺留分はありません（民法1028条）。

遺留分の割合は、民法で以下のように定められています。

① 直系尊属のみが相続人である場合

被相続人の財産の3分の1が遺留分である（民法1028条1号）。

② それ以外の場合

被相続人の財産の2分の1が遺留分である（民法1028条2号）。

- ア 配偶者のみの場合
- イ 直系卑属のみの場合
- ウ 配偶者と直系卑属の場合
- エ 配偶者と直系尊属の場合

これを整理すると、遺留分権利者と遺留分の割合・遺留分率は、以下のようになります。

【遺留分権利者と遺留分の割合】

相続人	遺留分	配偶者の遺留分	配偶者以外の遺留分
配偶者	1/2	1/2×1=1/2	—
直系卑属	1/2	—	1/2×1=1/2
直系尊属	1/3	—	1/3×1=1/3
兄弟姉妹	—	—	—
配偶者+直系卑属	1/2	1/2×1/2=1/4	1/2×1/2=1/4
配偶者+直系尊属	1/2	1/2×2/3=1/3	1/2×1/3=1/6
配偶者+兄弟姉妹	1/2	1/2×1/2=1/4	1/2×1/2=1/4

【参考事例①：配偶者と子2人が相続人の場合】

配偶者：1／2（遺留分割合）×1／2（法定相続分）＝1／4

子 A：1／2（遺留分割合）×1／2×1／2（法定相続分）＝1／8

子 B：1／2（遺留分割合）×1／2×1／2（法定相続分）＝1／8

【参考事例②：配偶者と子2人（うち子Bは非嫡出子）が相続人の場合】

配偶者：1／2（遺留分割合）×1／2（法定相続分）＝1／4

子 A：1／2（遺留分割合）×1／2×2／3（法定相続分）＝1／6

子 B：1／2（遺留分割合）×1／2×1／3（法定相続分）＝1／12

* 非嫡出子の遺留分は嫡出子の1／2になります。

茨城の社会保険労務士様向け 労働問題研究会

第2回 副業・テレワーク

12月12日(水) 水戸支所

働き方改革を背景に、副業や在宅勤務を認める企業が増加しています。
 本会では、副業や在宅勤務を導入するにあたって、
 就業規則に盛り込む条項や規定、その他、競業避止に関する誓約書など、
 企業に提案するのが好ましい書面作成のポイントについてお伝えします。

● 今後のセミナースケジュール（12月）

Topicsで
ご紹介

水戸	12月12日(水) 16:00~18:00	長瀬	社会保険労務士様向け 労働問題研究会 第2回 副業・テレワーク
牛久	12月19日(水) 16:00~18:00	長瀬	税理士様向け 弁護士によるシリーズ勉強会 第3回 相続

上記セミナーの一部は、受付に〆切があるものや、定員がある場合がございます。お申し込み等の詳しい情報は、下記URLよりご覧ください。皆様とお会いできることを、心よりお待ちしております。

<https://nagasesogo.com/セミナー・イベント情報/>

また、当事務所では、メールマガジンを月1回配信しております。当事務所からのお知らせ、セミナー開催のスケジュールや、申込用紙、ニュースレターなどをデータ配信。気になった方は、下記ページよりメールアドレスをご登録下さい。

<http://mail.nagasesogo.com/mag/acc.cgi?id=150552620918663>

【お問い合わせ先】 弁護士法人 長瀬総合法律事務所

【牛久本部】

〒300-1234

茨城県牛久市中央5-20-11

牛久駅前ビル2階

TEL 029-875-8180



【日立支所】

〒317-0073

茨城県日立市幸町1-4-1

日立駅前ビル4階

TEL 0294-33-7494



【水戸支所】

〒310-0803

茨城県水戸市城南1-4-7

第5プリンスビル7階

TEL 029-291-4111



すべてのクライアントの「再生」のために

総合サイト: <https://nagasesogo.com>

離婚サイト: <http://rikon.nagasesogo.com>

企業法務サイト: <http://houmu.nagasesogo.com>

交通事故サイト: <http://jiko.nagasesogo.com>

債権回収サイト: <http://saikenkaisyu.nagasesogo.com>

相続サイト: <http://souzoku.nagasesogo.com>

刑事事件サイト: <http://keiji.nagasesogo.com>

労働問題サイト: <http://roudou.nagasesogo.com>

債務整理サイト: <https://saimuseiri-nagasesogo.jp>